

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

厚生年金関係 10 件

岩手厚生年金 事案 726

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年9月までは7万6,000円、同年10月は8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は昭和53年6月1日から平成6年9月30日までA社に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であったすべての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及^{そきゅう}して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理

由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 54 年 11 月の随時改定及び取消処理がなされた 55 年 10 月の定時決定の記録により、同年 6 月から同年 9 月までは 7 万 6,000 円、同年 10 月は 8 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年8月11日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年11月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16年8月は14万2,000円、同年9月から17年8月までは15万円、同年9月から18年8月までは14万2,000円、同年11月から19年8月までは14万2,000円、同年9月及び同年10月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は9万7,000円、17年7月15日は13万1,000円、同年12月10日は14万2,000円、18年7月14日及び同年12月15日は15万円、19年7月13日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日から19年11月21日まで
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月14日
⑥ 平成18年12月15日
⑦ 平成19年7月13日

私が勤務していたA社（現在は、B社）において、申立期間①における厚

生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。また、申立期間②から⑦までの賞与の記録が無かった。当時の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①における標準報酬月額及び申立期間②から⑦までにおける標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から平成16年8月は14万2,000円、同年9月から17年8月までは15万円、同年9月から18年8月までは14万2,000円、同年11月から19年8月までは14万2,000円、同年9月及び同年10月は13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑦までの標準賞与額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から平成16年12月10日は9万7,000円、17年7月15日は13万1,000円、同年12月10日は14万2,000円、18年7月14日及び同年12月15日は15万円、19年7月13日は16万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思うと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年9月及び同年10月については、申立人か

ら提出のあった給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月30日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年ごろから20年4月ごろまで

私は尋常高等小学校を卒業した昭和16年4月からC空襲のあった20年4月までA社B事業所に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間において勤務していたことは間違いなく、勤務中に通学していたD女学校の19年3月25日付け卒業証書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和16年4月にA社B事業所へ入社してから、C空襲により帰郷するまでの間の勤務状況及び終戦後にA社E事業所へ就職に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致している。また、複数の同僚の申立人の勤務実態を裏付ける供述も具体性があることから、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人と一緒に尋常高等小学校を卒業後、申立事業所に勤務した同僚及び申立人と同様の業務に従事していた同僚は、申立事業所において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の所属していた部署の責任者であり、給与計算も行っていた者、及び総務担当の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、申立事業所の記録を管理している日本年金機構F事務センターは、戦時中の被保険者名簿については、職員が一部を防空壕に運び、戦災を免れたものが

現存しているが、申立事業所に係る被保険者名簿については、復元したものであると回答しているところ、同名簿においては、健康保険の整理番号の記載が無く、資格取得日順に記載されておらず、訂正も多い上、破れて氏名等が確認できないページがあるなど、同名簿の一部については適正に復元及び管理された記録とは言い難いものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険の資格取得日は、保険料徴収開始後の昭和19年10月1日と認めるのが相当であり、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は申立人と同様の理由で同事業所を離職した同僚の記録及びA社社史の記述から、20年9月30日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

岩手厚生年金 事案 729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 15 日から 39 年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 8 月 3 日から 42 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和43年6月10日に支給されたことになっているが、請求期間の最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給しているものは26人中3人と少なく、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、申立人が、自らの被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓であり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年2月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岩手厚生年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は昭和 57 年 4 月 30 日までA社に勤務し、翌 5 月 1 日からC社（現在は、B社）に異動した。両社は関連会社であり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、同通知書には資格喪失日が昭和 57 年 4 月 30 日と記録されていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は昭和 57 年 4 月 30 日までA社に勤務し、翌 5 月 1 日からC社（現在は、B社）に異動した。両社は関連会社であり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、同通知書には資格喪失日が昭和 57 年 4 月 30 日と記録されていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は昭和 57 年 4 月 30 日までA社に勤務し、翌 5 月 1 日からC社（現在は、B社）に異動した。両社は関連会社であり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、同通知書には資格喪失日が昭和 57 年 4 月 30 日と記録されていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は昭和 57 年 4 月 30 日までA社に勤務し、翌 5 月 1 日からC社（現在は、B社）に異動した。両社は関連会社であり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、同通知書には資格喪失日が昭和 57 年 4 月 30 日と記録されていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は昭和 57 年 4 月 30 日までA社に勤務し、翌 5 月 1 日からC社（現在は、B社）に異動した。両社は関連会社であり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、同通知書には資格喪失日が昭和 57 年 4 月 30 日と記録されていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 735 (事案 510 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 13 日から同年 11 月 30 日まで

私は申立期間にA社の現場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。同社に係る雇用保険の被保険者記録を提出するので、私の年金記録を再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社の現場に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は、申立期間当時の労働者名簿を調べたが、申立人の名前は無かったと回答していること、ii) 申立人が一緒に働いたとしている同僚について、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者となっている者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかったこと、iv) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が見付かったことから、申立期間を昭和 42 年 4 月から同年 12 月までとしていたものを同年 5 月 13 日から同年 11 月 30 日までに変更し、再度調査を行ってほしいとしている。

また、申立人は、「A社の現場には、同社の正社員はいなかった。また、私は同社の下請事業所で働いていた。」と新たに供述している。

そこで、A社に再度照会を行ったところ、「申立期間当時は、正社員とそれ以外の短期労働者や季節労働者の方がいた。厚生年金保険については正社員のみを

加入させており、それ以外の勤務の人は加入させていなかった。雇用保険については下請事業所の責任者の申出により加入させることもあった。」との回答があった。

申立人は、新たな資料として、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録を提出したが、同記録は、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける資料ではあるものの、当該事業所の回答及び申立人が一緒に勤務したとする同僚にも当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる資料とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から19年11月1日まで
② 昭和20年4月21日から同年8月まで

私は、昭和18年3月に尋常小学校高等科を卒業し、同年4月から20年8月までA社（現在は、B社）に勤務したが、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間①については、昭和18年4月からA社C事業所に勤務し、申立期間②については、同社がD県に疎開することになり、E事業所で勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社C事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないとしている。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る申立人と同学齢の元同僚に照会し、10人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、前述の元同僚の供述によると、尋常小学校卒業後の昭和18年4月にA社C事業所に入社したとする者が6人、19年5月に同社同事業所に入社したとする者が4人おり、いずれの者も前述の被保険者名簿により、申立人と同じ

19年11月1日に資格を取得していることが確認できる上、申立人から名前が挙げられた申立人と同学齢の同僚は、同名簿により、申立人と同じ19年11月1日に資格を取得していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、A社C事業所の疎開先である同社E事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社C事業所の疎開に伴い同社E事業所へ転勤したと供述している元従業員7人は、いずれも申立人を記憶していないため、申立期間における申立人の勤務実態は確認できない。

また、B社の社史（創立90周年に発行）により、A社C事業所が昭和20年5月から軍命令による準備事業所として存在していたことは確認できるものの、オンライン記録等において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、B社の現在の担当者は、「当社E事業所が開設された昭和20年5月には本社が焼失し、会社が混乱の最中であったことから、申立期間に実質的に業務が行われていたかどうかについても不明である。」と供述している。

加えて、A社C事業所から同社E事業所へ転勤した同僚は、「E事業所では、給料は支給されず、厚生年金保険料を会社は納めていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 25 日まで
私は中学校卒業時に学校の紹介により、A社に採用された。

申立期間について、間違いなく勤務しているので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、時期及び期間は不明であるものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、申立人に係る資料は保管されていないとしており、申立内容を確認できる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人及び申立人と同時期に入社したとする同僚は、いずれも申立期間において記録は無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、厚生年金被保険者台帳記号番号は昭和 34 年 5 月 8 日に連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、当該事業所で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 45 年 9 月まで
② 昭和 51 年 6 月から同年 9 月まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）C支店の営業係として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②については、D社E営業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

どちらも間違いなく勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の供述により、時期は特定できないものの、申立人がA社C支店（以下「C支店」という。）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社本社に、申立人の申立期間における勤務状況について照会したが、関係書類は保管されておらず不明であるとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入について確認できる関連資料及び供述を得ることができなかつた。

また、当時、C支店で営業係として勤務し、厚生年金保険被保険者の記録がある元同僚は、「営業係は出入りが激しいことから、入社して2、3年ぐらい経たないと厚生年金保険には加入させてもらえなかつた。」と供述している。

さらに、当時、C支店において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元同僚は、「自分は入社当初から業務係だった。」「入社当初は営業係だったが、その後1、2年経ってから業務係に異動した。」などと供述しており、厚生年金保険被保険者の資格取得日も業務係になったとする時期と一致していることから、同店では業務係については担当者になった時点で厚生年金保険に加入させていた

が、営業係については、入社後すぐには加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い上、厚生年金保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

申立期間②については、申立人は、D社E営業所に勤務していたとしているが、同社に申立人の申立期間における勤務状況について照会したが、関係書類は保管されていないことから不明であるとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入について確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、当該事業所において、申立人の申立期間当時に営業所長だったとする者は、「当時、私は営業所長だったが申立人のことは覚えていない。」としている上、複数の元従業員も、申立人のことを覚えている者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 1 月 5 日まで
私は、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで A 社 B 事務所に期限付臨時職員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社総務部人事課（以下「人事課」という。）が保管していた申立人に発令された昭和 55 年 8 月 1 日付けの辞令書（写）には、「任用期間を昭和 55 年 11 月 30 日まで更新する。ただし再度更新しない。」とあり、後に発令された 56 年 1 月 5 日付けの辞令書（写）には、「任用期間は昭和 56 年 1 月 5 日から昭和 56 年 3 月 31 日までとする。」と記されているが、申立期間において任用を確認できる記録が無く、雇用保険の被保険者記録も無い。

また、期限付臨時職員の任用について、申立期間当時、B 事務所の総務課に勤務していた元職員に照会したところ、「当時、期限付臨時職員の任用期間は 4 か月であったが、更新が可能であり、継続して 8 か月までは任用していた。また、8 か月の任用を終えた期限付臨時職員であっても、1 か月以上の任用中断期間において、再度、任用することもあった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日に申立事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、8 か月後の同年 12 月 1 日に資格喪失した後、56 年 1 月 5 日に再度、資格取得しているところ、申立人が名前を挙げた二人を含む複数の元同僚は、いずれも資格取得してから 8 か月以内に資格喪失しており、資格喪失後、再度、資格取得した元同僚には、申立人と同様に 1 か月以上、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について、人事課及

び申立事業所に勤務していた複数の元職員に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 30 日から 39 年 10 月 6 日まで

私は、昭和 37 年 7 月から A 社に勤務し、38 年 11 月に体調を崩したため同年 12 月から病院に入院したが、その時、40 年夏ごろまで健康保険証を使用した記憶があるので、会社が廃業したと思われる 39 年 10 月 6 日まで記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 39 年 10 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、49 年 10 月 1 日に解散していることから、元役員二人に照会したところ、申立人については覚えていないと供述していることから、申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間当時、健康保険証を使って入院したとする複数の病院に入院履歴について照会したが、資料が残っていないので不明と回答している上、申立人が、当時、申立人の主治医だったとする者に照会したが、「申立人が入院していたとする病院には勤務していたが、申立人についての記憶は無く、詳しいことは分からない。」と回答している。

さらに、申立人の元妻に照会したところ、「当時は給与明細書も無かったので、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している上、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録のある複数の元同僚は、所在不明であることから供述を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和 37 年 8 月 14 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月ごろから26年11月1日まで
私は、昭和23年8月ごろから60年12月16日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間については、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社から提出された申立人の人事カードから、申立人が申立期間において当該事業所に臨時工として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所への照会結果によると、「臨時工については、昭和26年11月ごろから社会保険に加入させている。」と回答しており、当該事業所から提出のあった被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和26年11月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を取得した昭和26年において、当該事業所では、50人が資格取得しているところ、同年11月に、31人の者が資格取得していることが確認できる上、申立人と同じ臨時工として入社した元同僚は、「26年11月1日より前に入社したが、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは同日だった。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和26年11月1日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から27年12月まで

私は、申立期間において、父が所長をしていたA社に約2年勤務した。年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無いと回答された。

給与明細書等の資料は無いが、勤務していたのは間違いないので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における、申立人の仕事内容の具体的な記憶及び同僚の供述から、期間は不明であるが申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和49年10月1日に解散している上、申立人の父である元事業主は既に他界していることから、厚生年金保険の加入について申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の元同僚に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月 8 日から 45 年 12 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年 12 月の加入記録が無かった。

12 月 31 日は大掃除をして夕方まで勤務し、退職届も 12 月 31 日付けで受理されたと記憶している。

保険料控除を確認できる関連資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について B 社に照会したところ、申立期間当時の資料は保管されておらず不明と回答しており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、退職した昭和 45 年 12 月 31 日の当日まで申立事業所に勤務していたと主張しているが、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっている 5 人に照会したところ、回答のあった 3 人は「12 月 31 日に勤務した記憶が無い。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は昭和 43 年 3 月 8 日資格取得、45 年 12 月 31 日資格喪失と記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月ごろから19年11月1日まで
私は、昭和17年4月ごろから20年1月31日までA社に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
申立期間については、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元同僚の供述により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年6月1日であり、申立期間のうち17年4月から19年6月1日までは適用事業所ではないことが確認できる。

また、労働者年金保険法が施行された昭和17年6月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、同法では、工場又は鉱山等における男子の肉体労働者のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人は「私は、当該事業所において植林、道路補修及び木炭加工等の業務をしていた。」と供述していることから判断すると、申立人が申し立てているのは、申立人の職種が労働者年金保険の適用を受けない期間であったと認められる。

さらに、申立人は、当該事業所に準社員として勤務していたと供述しており、申立人が同じ雇用形態だったとして名前を挙げた複数の元同僚の記録を確認したところ、申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和19

年11月1日に払い出されていることが確認できる。

加えて、当該事業所に申立人の申立期間における勤務状況について照会したが、関係書類は保管されていないため不明であるとして、申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入について確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。